

○はじめに

平成 17（2005）年 3 月 14 日に、旧むつ市と旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村が合併し、新むつ市が誕生した。

本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）の規定により、過疎地域に指定されている旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の区域（以下「3 地域」という。）の振興発展の指針とするため、同法第 8 条の規定に基づき定めるものである。

また、本計画は「青森県過疎地域持続的発展方針」を踏まえ、本市の最上位計画となる「むつ市総合経営計画」及び本市の公共マネジメントについての基本的な指針となる「むつ市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら策定するものであり、3 地域における総合的かつ計画的な施策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、3 地域の持続的発展を支援し、もって、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上並びに地域格差の是正に寄与することを目的とするものである。

本計画では、地域の各分野における現況と問題点を踏まえながら、将来に向けてその具体的な解決策など、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項や目標等について記述している。

なお、本計画に位置づけられた掲載事業については、計画期間内での全事業の実施が確定したものではないことを申し添える。